

## 中間前金払制度の導入について

### 1. 中間前金払制度について

契約当初の前払金（契約金額の 10 分の 4 以内）を支出した建設工事について、工事の中間時点で一定の要件を満たしている場合に、保証事業会社の保証を条件として契約金額の 10 分の 2 以内の前払金を追加で支払う中間前金払制度を導入しています。

### 2. 中間前金払の対象となる工事

当初の契約金額が 1,000 万円以上（税込）の建設工事（工事に関する設計、測量又は調査業務委託を除く。）が対象となります。

### 3. 中間前金払の認定要件（次の①～④の全ての要件を満たすことが必要となります。）

- ① 契約当初に前払金（契約金額の 10 分の 4 以内）の支払を受けていること。
- ② 工期の 2 分の 1（債務負担行為に係る契約については、この契約のうち各年度に係る部分をそれぞれ単独の契約とみなして、当該年度の工事実施期間の 2 分の 1）を経過していること。
- ③ 工程表により工期の 2 分の 1（債務負担行為に係る契約については、当該年度の工事実施期間の 2 分の 1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事の作業が行われていること。
- ④ 既に行われた当該工事に係る作業に要する費用が契約金額の 2 分の 1（債務負担行為に係る契約については、当該年度の出来高予定額の 2 分の 1）以上の額であること。

### 4. 中間前払金の額

契約金額の 10 分の 2 以内の額で、かつ、既に支払った前払金の額と合計して契約金額の 10 分の 6 を超えない額となります。（10 万円未満の端数は切り捨てとなります。）

### 5. 中間前金払と部分払の選択

中間前金払と部分払を併用することはできません。ただし、債務負担行為に係る契約（年度ごとに出来高予定額を定めた契約）については、最終年度以外の各年度末の部分払に限り併用が可能です。中間前金払を請求しようとするときは、契約締結後に工事担当課と中間前金払に係る事前協議を行ってください。

### 6. 中間前払金の請求手続

#### ① 事前協議（「中間前金払」の認定要件を満たしているかの確認等）

受注者は、契約締結後に姫路市（工事担当課）と中間前金払に係る事前協議を行う必要があります。事前協議では、中間前金払の認定要件についての確認等を行ってください。

#### ② 認定の請求（「中間前金払認定請求書」及び「工事履行報告書」等の提出）

受注者は、「中間前金払認定請求書」（様式第 15 号）に「工事履行報告書（中間前金払用）」（様式第 16 号）等（工程表）を添付して、中間前金払の要件を満たしていることの認定を姫路市（工事担当課）に請求します。ただし、認定に疑義があるなどの場合には、この他に進捗の確認できる書類等の提出を求める場合があります。

### ③ 「中間前金払認定調書」の交付

姫路市（工事担当課）は、「中間前金払認定請求書」（様式第 15 号）の提出後、原則 10 日以内（市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成 2 年姫路市条例第 15 号）第 2 条に規定する市の休日）を除く。）に中間前金払ができる要件を満たしているか否かを判断し、「中間前金払認定調書」（様式第 17 号）で通知します。ただし、認定のための提出書類に不備や遅滞がある場合やその他特別な事情がある場合には認定期間が長くなることがあります。

### ④⑤ 保証事業会社への中間前払金保証の申込・保証証書の発行

受注者は、「中間前金払認定調書」（様式第 17 号）を添えて、保証事業会社に中間前払金保証の申込をし、保証証書の発行を受けます。

### ⑥ 中間前払金の支払請求

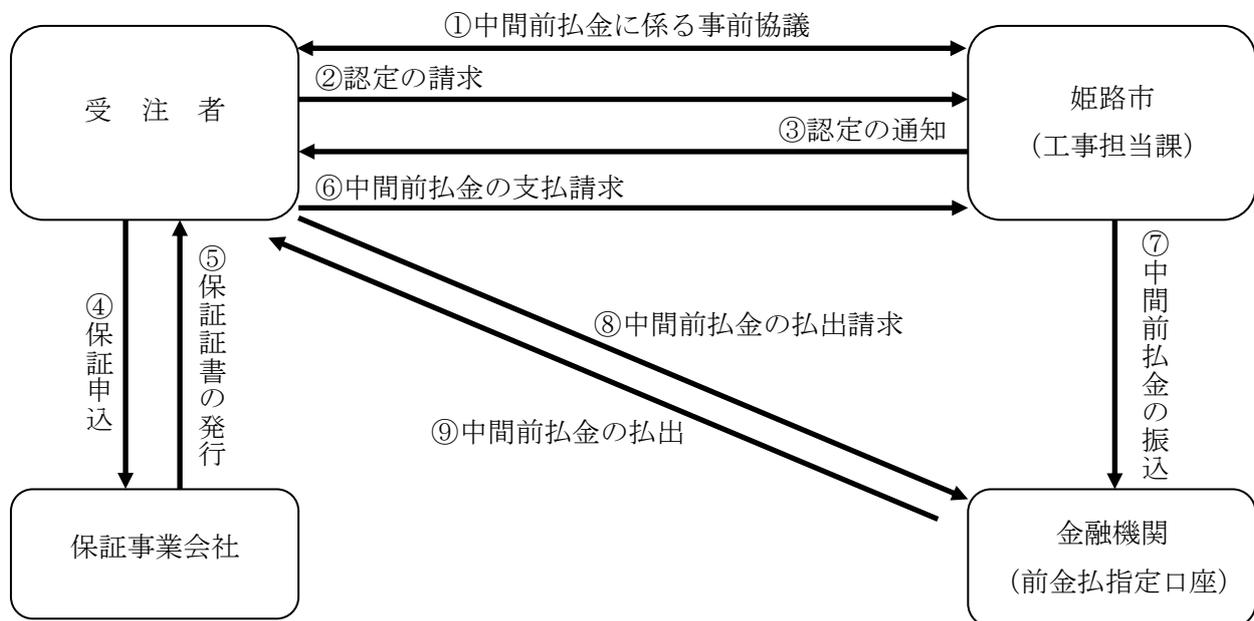
受注者は、「前金払・中間前金払申請書」（様式第 13 号）及び保証事業会社が発行した保証証書を姫路市（工事担当課）に提出して、「前金払・中間前金払決定書」（様式第 14 号）により決定を受けた後、中間前払金の請求書を姫路市（工事担当課）に提出して、中間前払金の支払請求をします。

### ⑦ 中間前払金の振込

姫路市（工事担当課）は、支払請求を受けた後、原則 14 日以内に受注者の預託金融機関（前金払口座）に中間前払金を振込みます。ただし、特別な理由がある場合には、支払期限を延長します。

### ⑧⑨ 中間前払金の払出

受注者は金融機関に払出の請求をし、金融機関は受注者に中間前払金を払出します。



## 7. 特に留意すべき事項

前払金又は中間前払金の支払は口座振替の方法によって行いますので、必ず、前払金・中間前払金専用口座（普通預金）を設けて、前金払用口座を「相手方登録申出書」により姫路市（契約課）に申し出てください。

## 8. 様式

各種申請書等の様式は、本市契約課ホームページに掲載予定です。